

風水害対策編

目次

風水害等災害対策編

第1編 風水害等災害予防対策 1

第1章 防災気象情報の伝達計画.	2
第1節 定義	2
第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統.	3
第3節 気象情報の種類及び伝達系統.	3
第4節 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達.	4
第5節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達.	4
第6節 伝達体制.	4
第7節 非常時の伝達体制.	5
第8節 観測資料の通報連絡.	5
第2章 防災思想・知識の普及計画.	6
第1節 職員に対する教育.	6
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育.	6
第3節 住民に対する防災知識の普及.	7
第4節 関係機関の活動.	8
第5節 普及の際の留意点.	8
第3章 住民の防災対策.	10
第1節 住民の果たすべき役割.	10
第2節 町の活動.	11
第4章 自主防災組織の防災対策.	12
第1節 自主防災組織の育成強化.	12
第2節 自主防災組織の果たすべき役割.	13
第3節 自主防災組織と消防団等との連携.	14
第4節 事業所等の自主防災活動.	14
第5節 地域における自主防災活動の推進.	15
第5章 事業者の防災対策.	16
第1節 事業所等の果たすべき役割.	16
第6章 業務継続計画の策定.	18
第1節 業務継続計画の策定.	18
第2節 基本方針.	18
第3節 計画策定の考え方.	18

第7章	ボランティアの防災対策	19
第1節	災害救援ボランティアの養成・登録等	19
第2節	災害救援ボランティアの活動環境の整備	19
第3節	ボランティアの果たすべき役割	19
第8章	防災訓練計画の実施	20
第1節	防災訓練の実施責務又は協力	20
第2節	防災訓練の種別	20
第3節	訓練の時期	20
第4節	訓練の方法	21
第5節	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	21
第6節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	21
第9章	火災予防対策	22
第1節	組織	22
第2節	施設の整備計画	23
第3節	機械器具等の点検	24
第4節	火災予防	24
第5節	教育訓練	24
第6節	火災警報	25
第7節	消防団の警戒体制の確保	26
第8節	特殊防火対象物の警戒	26
第9節	消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備	26
第10節	火災発生防止の緊急広報	26
第11節	消火活動への協力	26
第12節	火災防御の措置	26
第10章	水害予防対策	27
第1節	河川管理施設等の整備	27
第2節	ダム等管理者のダム等の操作	27
第3節	ため池、農業用排水路工作物の点検	27
第4節	重要水防箇所の把握及び監視	27
第5節	浸水想定区域における災害対策の強化	27
第6節	消防力（水防）の強化	28
第7節	伝達体制の整備	28
第8節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	29
第11章	高潮災害予防対策	30
第1節	防潮堤等の整備	30
第2節	潮位観測体制の確立	30

第3節	高潮（波浪）注意報、高潮（波浪）警報発表時の措置.....	30
第4節	町の活動.....	30
第12章	避難対策.....	31
第1節	避難計画の作成.....	31
第2節	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定.....	32
第3節	避難路の選定.....	33
第4節	住民等への周知のための措置.....	33
第5節	指定避難所の設備及び資機材の配備.....	34
第6節	避難計画.....	34
第7節	避難所運営マニュアルの策定.....	35
第8節	その他避難に関する必要な事項.....	36
第13章	緊急物資確保対策.....	37
第1節	食料及び生活必需品等の確保.....	37
第2節	飲料水等の確保.....	38
第3節	物資供給体制の整備.....	38
第14章	医療救護体制確保対策.....	39
第1節	医療救護体制の確保.....	39
第2節	初期医療体制の整備.....	39
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備.....	39
第4節	難病患者等の状況把握.....	39
第5節	医薬品、医療資機材等の確保.....	40
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施.....	40
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項.....	40
第15章	防疫・衛生体制の整備、廃棄物等の処理対策.....	41
第1節	防疫・衛生体制.....	41
第2節	保健衛生活動体制の整備.....	41
第3節	し尿処理体制の確保.....	41
第4節	廃棄物処理体制の確保.....	41
第5節	廃棄物等の処理体制の整備.....	42
第16章	要配慮者の支援対策.....	43
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」.....	43
第2節	避難支援等関係者.....	43
第3節	避難行動要支援者の実態把握、名簿及び個別避難計画作成、名簿情報共有....	43
第4節	個別避難計画の作成.....	45
第5節	外国人、訪問客等への配慮.....	45
第6節	避難体制の確立.....	45

第7節	避難支援等関係者の安全確保.....	47
第8節	防災教育・訓練の充実.....	47
第9節	備蓄物資の整備.....	47
第10節	要配慮者の心得.....	47
第11節	指定避難所等における支援体制.....	47
第12節	社会福祉施設等管理者の活動.....	48
第17章	広域応援体制の整備.....	49
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備.....	49
第2節	全県的な防災相互応援体制の整備.....	49
第3節	協定の充実.....	49
第4節	受援計画の策定・運用.....	50
第18章	情報通信システムの整備.....	51
第1節	情報収集・連絡体制の整備.....	51
第2節	通信施設の運営管理.....	51
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管.....	51
第4節	防災情報システムの拡充整備.....	51
第5節	災害時発生時の職員参集システムの整備.....	52
第19章	ライフライン災害予防対策.....	53
第1節	水道施設.....	53
第2節	下水道施設.....	53
第3節	電力施設.....	53
第4節	ガス施設.....	54
第5節	電信電話施設.....	54
第6節	廃棄物処理施設.....	54
第20章	公共土木施設等の災害予防対策.....	55
第1節	道路施設.....	55
第2節	海岸保全施設.....	56
第3節	河川管理施設.....	56
第4節	港湾施設.....	56
第5節	農地・農業用施設.....	57
第6節	防災上重要な施設.....	57
第7節	都市公園施設.....	58
第8節	文化財施設.....	58
第9節	通信放送施設.....	58
第21章	鉄道施設災害予防対策.....	59
第1節	防災体制の確立.....	59

第2節	施設等の整備.....	59
第3節	異常気象時における運転の停止等.....	59
第22章	建築物災害予防対策.....	60
第1節	公共建築物の安全性の向上.....	60
第2節	一般建築物の安全性の向上.....	60
第3節	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策.....	60
第4節	浸水想定区域内の施設における対策の促進.....	60
第23章	危険物施設等の保安対策.....	62
第1節	危険物施設.....	62
第2節	高圧ガス施設.....	62
第3節	毒物・劇物施設.....	63
第4節	火薬類貯蔵施設.....	63
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）.....	63
第24章	海上災害予防対策.....	64
第1節	県、警察、町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動.....	64
第2節	排出油等防除協議会の活動.....	64
第25章	資材・機材等点検整備.....	65
第1節	点検整備を要する資材・機材.....	65
第2節	点検整備実施内容.....	65
第26章	災害復旧・復興への備え.....	66
第1節	平常時からの備え.....	66
第2節	複合災害への備え.....	66
第3節	災害廃棄物の発生への対応.....	67
第4節	各種データの整備保全.....	67
第5節	り災証明書交付体制の整備.....	67
第6節	復興事前準備の実施.....	67

第2編 風水害等災害応急対策 68

第1章	応急措置の概要.....	69
第1節	町のとるべき措置.....	69
第2節	県のとるべき措置.....	69
第3節	住民のとるべき措置.....	69
第4節	関係機関のとるべき措置.....	70
第2章	防災組織及び編成.....	71
第1節	町の防災組織.....	71
第2節	活動体制.....	72

第3章	通信連絡活動	90
第1節	通信連絡手段	90
第2節	情報システムの確保	92
第4章	災害情報活動	93
第1節	情報活動の強化	93
第2節	情報の処理	93
第3節	県災害対策本部に対する報告及び要請	95
第4節	その他の情報活動	97
第5章	広報活動	101
第1節	町の活動	101
第2節	関係機関の活動	102
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	102
第4節	広聴活動	103
第5節	安否情報の提供	103
第6章	避難活動	104
第1節	高齢者等避難及び避難の指示等	104
第2節	警戒区域の設定	107
第3節	避難誘導の実施	108
第4節	指定避難所等の設置及び避難生活	110
第5節	学校、幼稚園、保育所等における避難対策	113
第6節	避難状況の報告	113
第7節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	114
第8節	避難地区の警戒警備	114
第7章	緊急輸送活動	115
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	115
第2節	緊急輸送体制の確立	116
第3節	応援要請	117
第4節	記録等	117
第8章	交通応急対策	119
第1節	交通の確保対策	119
第2節	交通規制の実施	119
第3節	道路交通確保の措置	121
第4節	緊急通行車両の確認等	122
第9章	消防活動	125
第1節	消防活動の基本方針	125
第2節	消防機関の活動	125

第3節	消防活動の応援要請.....	127
第10章	水防活動.....	129
第1節	水防活動.....	129
第2節	水門等の操作.....	132
第3節	水防活動の応援要請.....	132
第11章	人命救助活動.....	133
第1節	人命救助活動の基本方針.....	133
第2節	町の活動.....	133
第3節	消防機関の活動.....	133
第4節	自主防災組織の活動.....	133
第5節	事業所の活動.....	134
第6節	自衛隊の活動.....	134
第12章	食料の確保・供給.....	135
第1節	災害時における応急供給.....	135
第2節	住民及び自主防災組織の活動.....	136
第3節	炊き出し計画.....	136
第13章	生活必需品等の確保・供給.....	138
第1節	応急供給実施体制.....	138
第2節	町の活動.....	138
第3節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け.....	138
第4節	町が保有する備蓄物資の取扱い.....	139
第5節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い.....	140
第6節	県が保有する備蓄物資の供給要請.....	140
第14章	飲料水の確保・供給.....	141
第1節	実施責任者.....	141
第2節	給水方法.....	141
第3節	給水量.....	142
第4節	給水期間.....	142
第5節	給水施設の応急復旧.....	142
第15章	医療救護活動.....	143
第1節	医療救護活動の実施方針.....	143
第2節	医療救護の実施.....	143
第3節	後方医療体制の整備.....	144
第4節	医薬品等の確保.....	145
第5節	負傷者等の搬送.....	145
第6節	関係機関等への支援要請.....	145

第7節	協力要請への対応.....	145
第8節	住民及び自主防災組織の活動.....	145
第9節	病院診療所等一覧.....	146
第16章	防疫・衛生活動.....	147
第1節	実施責任者.....	147
第2節	防疫・保健活動.....	147
第3節	住民の活動.....	148
第17章	保健衛生活動.....	149
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化.....	149
第2節	被災者等への保健衛生活動.....	149
第3節	保健師等の応援・派遣受入.....	149
第18章	食品衛生活動.....	150
第1節	町の活動.....	150
第2節	住民の活動.....	150
第19章	死体の捜索・処置・埋葬.....	151
第1節	実施体制.....	151
第2節	行方不明者及び死体の捜索・処置・埋葬.....	151
第20章	廃棄物等の処理.....	154
第1節	実施体制.....	154
第2節	清掃班の編成.....	154
第3節	ごみ収集処理の方法.....	154
第4節	し尿の収集と処理.....	154
第5節	野外仮設トイレの設置.....	154
第6節	死亡獣畜の処理方法.....	155
第7節	処理施設の応急復旧.....	155
第8節	住民の活動.....	155
第21章	障害物の除去.....	157
第1節	実施体制.....	157
第2節	障害物等の除去.....	157
第3節	河川の障害物の除去.....	157
第4節	港湾区域における障害物の除去.....	157
第5節	住宅関係障害物の除去.....	157
第22章	動物の管理.....	159
第1節	町の活動.....	159
第2節	住民及び民間の活動.....	159
第3節	死亡した動物及び家きんの処理.....	159

第23章	応急住宅対策	160
第1節	住宅応急対策の実施	160
第2節	公営住宅等の一時供給	161
第3節	応急仮設住宅の供給	161
第4節	被災住宅の応急修理	162
第5節	経費の負担	162
第24章	要配慮者への援助	163
第25章	広域応援活動	165
第1節	消防機関の活動	165
第2節	町の活動	165
第3節	海上保安庁の支援	166
第4節	応援要員の受入れ体制	166
第5節	従事命令又は協力命令	167
第6節	外国からの応援活動	167
第26章	ボランティア等への支援	168
第27章	自衛隊の活動	169
第1節	自衛隊の支援	169
第2節	自衛隊の救助活動の内容	170
第3節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	170
第4節	災害派遣部隊の受入れ体制	170
第5節	派遣部隊の撤収	171
第6節	費用負担	172
第28章	ライフラインの確保	173
第1節	水道施設	173
第2節	下水道施設	173
第3節	電力施設	173
第4節	ガス施設	174
第5節	電信電話施設	174
第29章	公共土木施設等の確保	177
第1節	道路施設	177
第2節	海岸保全施設	177
第3節	河川管理施設	177
第4節	港湾施設	177
第5節	農地・農業施設	177
第6節	都市公園施設	178
第30章	郵政事業の運営維持	179

第1節	郵便物の送達の確保	179
第2節	郵便局の窓口業務の維持	179
第31章	鉄道施設災害の応急活動	180
第1節	災害対策本部等の設置	180
第2節	情報連絡体制の整備	180
第3節	災害応急措置及び復旧対策	180
第4節	旅客等への広報	180
第5節	避難誘導	180
第32章	危険物施設等の安全確保	181
第1節	危険物施設	181
第2節	高圧ガス施設	181
第3節	毒物・劇物貯蔵施設	182
第4節	火薬類製造施設・貯蔵施設	182
第33章	海上災害応急活動	183
第1節	実施機関	183
第2節	関係機関相互の通報連絡	183
第3節	関係機関の活動	184
第4節	大量排出油対策	183
第5節	船舶火災対策	185
第6節	在港船舶対策	186
第7節	陸上施設事故対策	186
第34章	大規模火災応急活動	188
第35章	応急教育活動	189
第1節	学校における災害応急対策	189
第2節	応急教育計画の作成	189
第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	190
第4節	文化財の保護	191
第36章	社会秩序維持活動	192
第37章	消防防災ヘリコプターの支援	193
第1節	緊急運航要請手続き	193
第2節	支援活動の種類	193
第3節	緊急運航の要件	193
第4節	自主出動	193
第38章	災害救助法の適用対策	194
第1節	災害救助法の適用	194
第2節	活動計画	196

第3節 救助の種類.....	196
----------------	-----

第3編 風水害等災害復旧・復興対策 198

第1章 災害復旧対策.....	199
第1節 激甚災害の指定.....	199
第2節 被災施設の復旧等.....	199
第3節 災害廃棄物の処理.....	200
第4節 義援物資、義援金の受入れ及び配分.....	200
第2章 復興計画	202
第1節 復興計画の策定.....	202
第2節 防災まちづくりを目指した復興.....	202
第3節 復興予算（中長期計画）の編成.....	203
第4節 復興財源の確保.....	203
第3章 被災者の生活再建支援.....	205
第1節 被災者の経済的再建支援.....	205
第2節 恒久住宅対策.....	206
第3節 中小企業を対象とした支援.....	206
第4節 雇用対策.....	206
第5節 生活保護.....	207
第6節 農漁業者を対象とした支援.....	207
第7節 要配慮者の支援.....	207
第8節 生活再建支援策等の広報.....	208
第9節 地域経済の復興と発展のための支援.....	208